別紙

東新潟火力発電所１・２号機リプレース計画
環境影響評価準備書に関する意見書

本事業は、北蒲原郡聖籠町において、汽力発電方式の火力発電所（出力 60 万 kW）を２基廃止し、新たにコンバインドサイクル発電方式の火力発電所（出力 65 万 kW 級）を２基設置するものであり、高効率発電設備への更新が行われることで、発電電力量あたりの燃料使用量及び二酸化炭素排出量が削減されるほか、電力の安定供給と発電コスト低減に貢献するものとされている。

一方で、大規模な火力発電所を設置する事業であることから、工事の実施や施設の供用等に伴い、周辺の生活環境や自然環境への影響が懸念される。

本事業の実施に当たっては、以下の措置を適切に講ずるとともに、それぞれの検討の経緯及び内容について、環境影響評価書（以下「評価書」という。）に適切に記載すること。

１　総括的事項

(1) 事業の実施に当たっては、環境保全に関する最善の対策や技術を導入する等、より一層の環境影響の低減に努めるとともに、環境への影響に関して新たな事実が判明した場合等においては、必要に応じて適切な措置を講ずること。

(2) 対象事業実施区域（以下「実施区域」という。）の周辺において、他事業者による火力発電事業が計画されていることから、他事業者との積極的な情報交換等に努めるとともに、大気質及び水質等の環境への複合的・累積的な影響について適切に調査、予測及び評価を行い、環境影響が回避又は極力低減されるよう必要な環境保全措置を講ずること。

(3) 評価書の作成に当たっては、調査、予測及び評価の内容を具体的かつ分かりやすく記載するほか、図表、地図及び写真等を活用する等、理解しやすいものとなるよう配慮すること。また、実施区域の周辺の地域住民、自治体、関係団体等の関係者の理解が得られるよう、環境影響評価図書を縦覧期間終了後もインターネットで閲覧可能にする等の十分な情報提供と丁寧な説明に努めること。

(4) 工事中及び供用時の環境影響を適切に把握するため、監視計画を十分に検討するとともに、監視結果を公表する等関係地域に対し、事業の実施状況等について丁寧な説明を行うよう努めること。

２　個別的事項

(1) 大気質について

実施区域周辺には住居地域、学校及び病院等が存在し、発電所の稼働に伴う排ガスによる大気質への影響が懸念されることから、実施区域及びその周辺の気象条件等を十分に考慮し、適切に調査、予測及び評価を行い、環境影響が回避又は極力低減されるよう必要な環境保全措置を講ずること。

(2) 水質について

発電所の稼働に伴う排水及び温排水による水質への影響が懸念されることから、適切に調査、予測及び評価を行い、環境影響が回避又は極力低減されるよう必要な環境保全措置を講ずること。

特に、排水先となる新潟東港を含む新潟海域は、ＣＯＤ（化学的酸素要求量）の環境基準が非達成であることに留意すること。

なお、排水先となる新潟東港を含む新潟海域において、今後、県及び新潟市がＣＯＤに関する調査や対策等を行う際に、協力依頼があった場合は、可能な限り対応すること。

(3) 動植物、生態系について

ア　本事業の実施に伴い動植物・生態系への影響が懸念されることから、適切に調査、予測及び評価を行い、環境影響が回避又は極力低減されるよう必要な環境保全措置を講ずること。

なお、発電所の温排水による生態系への影響についても、最新の知見を収集・活用し、適切な環境保全措置を講ずること。

イ　鳥類について、実施区域に隣接する新潟東港は、水鳥（ガン、カモ、ハクチョウ類）の生息地であり、カモ類の越冬や採食地として利用されていることが知られている。温排水によるこれらの水鳥への影響について、適切に調査、予測及び評価を行い、環境影響が回避又は極力低減されるよう必要な環境保全措置を講ずること。

ウ　海岸環境に生育する重要な植物種は、実施区域内の砂利敷の造成地や広葉樹植林地にも生育している可能性があることから、事業実施に当たっては留意するとともに、重要な植物種が発見された場合は必要な環境保全措置を講ずること。

エ　コガムシ等、新潟県レッドリストには掲載されていないものの、近県では絶滅危惧種や準絶滅危惧種に該当する種が確認されていることにも留意し、適切な環境保全措置を検討すること。

オ　準備書段階で把握されていなかった重要な動植物が生息・生育している、又はその可能性が認められた場合にも、専門家や関係機関等の助言・指導を受け、適

切な環境保全措置を講ずること。

なお、対応に当たっては最新の環境省レッドリスト等を参考にすること。

(4) 温室効果ガスについて

カーボンニュートラル燃料の活用を可能な限り検討し、導入を目指す等、温室効果ガスの排出削減に可能な限り努めること。